

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定によつて、開発行為に関する工事の完了について、次のとおり公告する。

平成二十八年五月十二日

広島県知事 湯崎英彦

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

安芸郡海田町三迫一丁目二三一六、二三一七、二三二〇、二三二一一、二三二一一一八、二三三四、二三二五一、二三二五五、二三二五六、二三二五六一、二三二八一〇、二三二九の一部、二三三二一一の一部、二三三三二一八、二三三三二一一五、二三三七の一部、二三三八一一の一部、二三三九の一部、二三四〇の一部、二三四一一、二三四一一一、二三四一、二三四二一一の一部、二三四六、二三一六番地地先から二三四二一一番地地先里道、二三一七番地地先から二三四六番地地先里道、二三四二一一番地地先里道、二三一九番地地先水路、二三一七番地地先から二三四七一一番地地先水路、二三一七番地地先から二三四六番地地先水路

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安芸郡海田町窪町八番八号

安芸農業協同組合

代表理事 上野 敏浩